

# 「デザイン経営活用促進事業」業務委託仕様書

## 1 事業名

「デザイン経営活用促進事業」業務委託

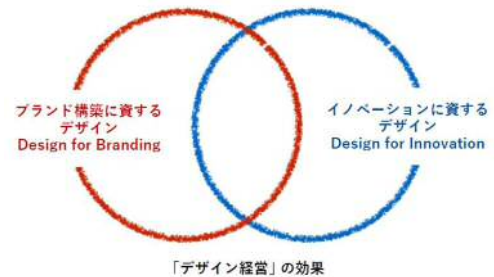
## 2 事業目的

デザインの力をブランドの構築やイノベーションの創出に活用する経営手法である「デザイン経営<sup>※1</sup>」は、企業の競争力向上に寄与することが期待されており、経済産業省・特許庁は2018年に「デザイン経営」宣言を行った。こうした背景のもと、本県では、「デザイン経営」の普及・定着を、「あいち科学技術・知的財産アクションプラン2025」に知的財産分野の施策として位置づけ、推進している。

本事業では、「デザイン経営」に関心を持っている企業等を対象に、「デザイン経営」の理解増進・導入促進を行うことを目的とする。

### ※1 デザイン経営

新たな価値を創出するアイデアが価値の源泉として重要性を増しており、また、新市場開拓における技術の標準化や、新たな知的財産として注目される“データ”の信頼性、利活用する上での権利関係に対する関心が高まるなど、複雑化する知的財産の保護とその戦略的な活用が、変革の波にさらされる企業に強く求められる時代となっている。さらに、最近の新たな動きの一つとして、新興国の生産能力が著しく向上し、モノの「供給能力」が「需要」を上回ったことにより、消費者の関心を引き、購買欲を刺激するデザインが注目されるようになった。我が国においても、2018年に『「デザイン経営」宣言』を公表し、ブランドの構築やイノベーションの実現において、デザインを企業戦略に組み込む「デザイン経営」の重要性を説いている。



出展：経済産業省・特許庁『「デザイン経営」』

### ※2 デザイン経営宣言（特許庁 Web ページ参照）

[https://www.jpo.go.jp/introduction/soshiki/design\\_keiei.html](https://www.jpo.go.jp/introduction/soshiki/design_keiei.html)

## 3 契約期間

契約締結日から令和5年3月17日（金）まで

## 4 事業概要

- (1) ワークショップの開催
- (2) 専門家派遣の実施

## 5 業務内容

### (1) ワークショップの開催

「デザイン経営」の概要からメリットや必要性について理解を深めるとともに、県内の中小企業に対し経営戦略への導入を促す。

#### 【開催概要】

場所	名古屋市内
回数	2回 ※1日コース×2回もしくは2日コース×1回
参加者想定	(主な対象者) 経営者や商品企画及び技術開発者
	(対象者数) 10社程度を対象とし、1~3名程度/社 各回15名程度(延べ30名程度)
内容	中小企業に対し、デザイン経営の導入につながる講義 又はグループワーク

※開催方法については、原則オフラインとするが、新型コロナウイルス感染拡大状況によっては、オンラインへ切り替える。

#### ア 開催日時の設定、会場の選定、手配、調整

- ・開催概要を踏まえ、適当な日時を設定し、会場を選定する。  
なお、会場の使用料は委託料に含むものとする。

#### イ ワークショップの企画

##### (ア) 企画内容の提案、決定

- ・「デザイン経営」の概要から、メリットや必要性について理解を深めるとともに、県内企業が経営戦略への導入の契機となるような内容を県に提案し、県と協議した上で、企画内容を決定する。

##### (イ) 講師（ファシリテーター）の選定、依頼、調整

- ・講師は、参加者に効果的に伝えることができる人物を想定し、県と協議した上で、講師を選定する。
- ・講師謝金、旅費等は委託料に含むものとする。

##### (ウ) 当日のプログラムの企画、進行要領（シナリオ）、運営マニュアルを作成する。

#### ウ ワークショップの円滑な運営

- ・会場の設営、撤去
- ・必要な機材や消耗品の手配及びそれに伴う支払いを行う。  
なお、これらに係る経費は全て委託料に含むものとする。
- ・運営に必要となる機材の操作、撤去を行う。
- ・参加者の安全確保（新型コロナウイルス感染症対策防止策を含む。）をする。
- ・参加者配布資料を作成する。
- ・参加者へのアンケートを実施し、その結果をとりまとめること。
- ・当日の記録を作成する。

エ 参加企業の募集

- ・参加者の募集及び申込受付をする。

オ 報告書の作成

- ・ワークショップごとに開催概要及びその結果（参加者アンケートの実施結果を含む。）を取りまとめた報告書を作成する。

(2) 専門家派遣の実施

「デザイン経営」に関心のある県内の中小企業に対し、専門家を派遣し、企業の課題やニーズに対し助言・指導等の支援を行う。

【実施概要】

派遣先	デザイン経営の導入を検討している県内の中小企業等
派遣回数	10回 ※派遣回数は【派遣企業数】×【1企業当たりの派遣数】 ※派遣回数は1企業当たり最大3回とする。

※実施方法については、原則オフラインとするが、新型コロナウイルス感染拡大状況によっては、オンラインへ切り替える。

ア 派遣先企業の募集、選定

- ・実施概要を踏まえ、県内の中小企業への周知及び募集を行い、県と協議の上、派遣先企業を決定する。
- ・派遣先企業決定にあたっては、派遣候補企業の現状や課題、ニーズを考慮する。

イ 専門家の選定、派遣

- ・派遣先企業の課題やニーズに応じて、専門家を選定し派遣する。
- ・受託者は、企業と専門家が効率的に連携できるよう必要な助言、サポートを行う。

ウ 報告書の作成

- ・派遣先企業に行った支援及びその成果等を支援先企業ごとに作成する。

6 成果物及び納品場所

(1) 成果物

- ・業務実績報告書 2部
- ・報告書のデータを保存したCD-R等 1枚

(2) 提出場所

愛知県経済産業局産業部産業科学技術課（愛知県本庁舎2階）

## 7 その他（留意事項）

- ・個人情報及び関係者から提供を受けた資料・情報等については、管理・保管を十分に行うとともに、情報の外部漏洩に細心の注意を払うこと。
- ・受託者は、成果品に対し、著作権法に規定する著作権が発生する場合、その権利を成果品の引き渡しとともに県に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- ・納入される成果品について、第三者が権利を有する著作権（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- ・受託者は事業完了後 5 年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるように保存しておかねばならない。
- ・本業務に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。
- ・新型コロナウイルス感染症等の影響により、「5 業務内容」の実施が困難となった場合には、業務内容を変更することがある。
- ・本業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は、県、受託者協議の上、解決に努めるものとする。